

○北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則

平成16年 3月23日規則第23号

改正 平成17年 3月11日規則第 8号

平成22年 3月31日規則第30号

平成27年 3月13日規則第10号

平成28年 3月31日規則第52号

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則をここに公布する。

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(危険のおそれのあるとき)

第2条 条例第3条に規定する自己又は他人に危険のおそれのあるときとは、プレジャーボート等（水上オートバイを除く。）が遊泳者その他の人（以下「遊泳者等」という。）又は他の船舶の付近において航行するときをいう。

(非正常状態)

第3条 条例第4条に規定する正常な操縦ができないおそれがある状態とは、飲酒若しくは薬物の影響、過労若しくは病気により、注意力若しくは判断力が著しく低下している状態又は負傷等により操縦することが困難である状態をいう。

(危険な操縦方法)

第4条 条例第5条に規定する人の生命、身体及び財産に対する危険を生じさせる方法とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 遊泳者等及び他の船舶の付近において、プレジャーボート等をこれらのものとの衝突その他の危険を生じさせるおそれのある速度で航行する操縦の方法
- (2) 遊泳者等及び他の船舶の付近において、プレジャーボート等を急回転し、又は縫航する等の操縦の方法

(救命胴衣)

第5条 条例第6条に規定する救命胴衣とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和26年運輸省令第91号)第137条第2項の規定により必要な措置として着用させるものをいう。

(発航前の検査等)

第6条 条例第7条に規定する発航前の検査とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 燃料及び潤滑油の量の点検
- (2) 船体、機関及び救命設備その他の設備の点検
- (3) 前2号に掲げるもののほか、プレジャーボート等の安全な航行に必要な準備が整

っているかについての検査

2 条例第7条に規定する出入港箇所及び乗船者に関する記録の整理とは、発航前に、プレジャーボート等の名称、操縦者名、出入港箇所、出入港時刻、航行予定水域及び乗船者数を記録し、当該記録を、水難事故等があった場合等に、関係者が容易に利用できる状態にしておくことをいう。

(危険防止措置)

第7条 条例第8条に規定する水域における危険を防止する等の必要な措置とは、自らが水難事故等を発生させた水域に当該水難事故等により損壊した船舶及びその部品等を放置せず、速やかにこれらの回収等を行う等の措置を講ずることをいう。

(事業開始届出書等)

第8条 条例第14条に規定する届出は、提供事業を営もうとする場合にあっては別記第1号様式の事業開始届出書、届出した事項を変更しようとする場合にあっては別記第2号様式の事業変更届出書によるものとする。

2 前項の事業開始届出書及び事業変更届出書には、当該届出に係るすべての使用プレジャーボート等の船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項に規定する船舶検査証書の写しを添えなければならない。ただし、使用プレジャーボート等が同法第5条第1項の規定による定期検査の対象となっていない船舶であるときは、この限りでない。

(利用者台帳等)

第9条 条例第15条第1項第1号に規定する水難事故等防止のために必要な事項とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 乗船する者全員の氏名、住所及び水難事故等発生の場合の連絡先
- (2) 操縦者が受有する小型船舶操縦士の免許の種類
- (3) 提供するプレジャーボート等との連絡手段

2 提供事業者は、条例第15条第1項第1号の利用者台帳を当該利用者に係るプレジャーボート等の利用終了の日から起算して1週間保存しなければならない。

3 条例第15条第1項第2号に規定する規則で定める設備は、第5条に規定する救命胴衣とする。

4 条例第15条第1項第3号に規定する水難事故等防止上必要な事項とは、第6条第1項各号に掲げるものをいう。

5 条例第15条第1項第6号に規定する正常な操縦ができないおそれがあると認められる場合とは、第3条に規定する状態であると認められる場合をいう。

(水域利用調整区域の指定)

第10条 条例第18条第1項に規定する水難事故等を防止するために必要があると認めるときとは、プレジャーボート等が遊泳者等若しくは他の船舶と混在し若しくは混在するおそれがあり又は漁業施設若しくは設備に接近し若しくは接近するおそれがある場合に、水難事故等の発生するおそれが著しいと認められるときをいう。

2 条例第18条第2項に規定するその他関係するものとは、次に掲げるものをいう。

- (1) 北海道警察本部
- (2) 道内の漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- (3) 道内において海水浴場を開設する者

3 条例第18条第2項に規定する申出は、別記第3号様式による水域利用調整区域指定申出書によるものとする。

4 条例第18条第4項に規定する標識の設置その他の方法とは、次に掲げる方法をいう。

(1) 知事が、別表に定める仕様により製作された浮標及び立標を新たに設置することにより区域を識別する方法

(2) 海水浴場、漁業施設及び設備その他の当該水域利用調整区域に設置されている浮標等により水域が明りょうに区画されている場合に当該浮標等及び前号に規定する立標により区域を識別する方法

(指定区域に係る情報の提供方法)

第11条 条例第20条第2項に規定する講習会その他の方法とは、講習会等を開催し、又は指定された水域利用調整区域に係る情報を当該区域近傍の見やすい場所へ掲示し、若しくは備え付ける等の方法をいう。

(是正等指示書)

第12条 条例第21条の規定による指示は、別記第4号様式の是正等指示書によって行うものとする。

(改善措置の指示書)

第13条 条例第22条の規定による指示は、別記第5号様式の改善措置の指示書によって行うものとする。

(身分証明書)

第14条 条例第24条に規定する証明書は、別記第6号様式によるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月11日規則第8号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第30号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則別記第7号様式による身分証明書は、この規則による改正後の北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則別記第6号様式による身分証明書とみなす。

別表（第10条関係）

種類	仕様
浮標	1 縦横それぞれ40センチメートル以上の旗を浮標に備え付けるものとする。 2 旗に「プレジャーボート等禁止区域」又は「プレジャーボート等制限区域」の文字を表示し、表示の色は、地を黄色、文字を黒色とする。 3 旗の最上部の高さは、水面から1.5メートル（設置する場所の状況に

	よりやむを得ない事情があると知事が認める場合にあっては、75センチメートル) 以上とする。
立標	<ol style="list-style-type: none"> 1 縦横それぞれ50センチメートル以上の四角形の表示板又は直径50センチメートル以上の円形の表示板を立標に備え付けるものとする。 2 表示板に次に掲げる事項を両面に表示し、表示の色は、地を白色、文字を赤色とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「プレジャーボート等禁止区域」又は「プレジャーボート等制限区域」の文字 (2) 水域利用調整区域の指定の期間 (3) 「北海道」の文字 3 表示板の最上部の高さは、水面から1.5メートル以上とする。 4 必要に応じ、表示板の最上部に黄色の灯器を設置する。

備考

- 1 立標は、原則として水域利用調整区域の海上側における両端の2か所に設置することとし、当該区域の規模に応じ、その数を増減させるものとする。
- 2 立標と浮標及び浮標と浮標の設置間隔は、おおむね100メートルとする。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">事業開始届出書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">北海道知事 様</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;"><small>（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主な事務所の所在地）</small></p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">電話番号（ ） —</p> <p style="margin: 20px 0;">次のとおり提供事業を行うので、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例第14条の規定により届け出ます。</p>			
事業の概要			
事業開始の年月日	年 月 日		
使用プレジャーボート等の管理事務所の所在地			
使用プレジャーボート等に係る係留保管場所の所在地			
水難事故等の防止のために講ずる措置の概要			
損害賠償等に対する措置を講じている場合は、その内容			
使用プレジャーボート等の明細	船名又はプレジャーボート等の種類	総トン数又は船舶の長さ	船舶番号又は船舶検査済票の番号

- 注1 届出者氏名欄に届出者本人が署名した場合は、押印を省略することができます。
- 2 使用プレジャーボート等のすべての船舶検査証書の写しを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

水域利用調整区域指定申出書

年 月 日

北海道知事 様

〔申出者〕

団 体 名

職・氏名

(印)

住 所

電話番号 () -

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例第18条第2項の規定により、次のとおり水域利用調整区域の指定を申し出ます。

1 指定を求める水域の区域	
2 指定を求める期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 指定を求める行為	
4 指定を必要とする理由	
5 その他	

注1 〔申出者〕の欄については、申出者が団体である場合の職・氏名の欄は代表者のものを記入し、申出者が個人である場合の団体名の欄の記入及び職・氏名欄における職の記入は不要とすること。

なお、職・氏名欄に申出者本人が署名した場合は、押印を省略することができます。

2 1の欄は、指定を受けようとする水域の区域を具体的に記入し、当該区域を正確に明示してある地図等の書類を併せて添付すること。

3 4の欄は、指定を求めようとする水域の年間遊泳者数（一番多い時期の1日当たりの数）、プレジャーボート等の集隻数（一番多い時期の1日当たりの数）、遊泳者等とプレジャーボート等の混在状況、プレジャーボート等の運行の状況、過去における事故の発生状況、地元における水難事故等防止の取組状況及びその効果の程度など、指定を求めようとする区域の実情を具体的に記入すること。

4 5の欄は、区域指定に係る特記事項等があれば、適宜記入すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改善措置の指示書

記 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

北海道知事



北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例第22条の規定により、次のとおり改善措置を講ずるよう指示します。

記

1 指示事項


2 指示の理由

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する採決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は採決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第6号様式（第14条関係）

（表）

<p>（提供事業者に対する改善措置）</p> <p>第22条 知事は、提供事業者が第15条第1項に規定する水難事故等防止措置を講じない場合において、水難事故等防止上必要と認めるときは、改善措置を講じるよう指示することができる。この場合において、提供事業者は、指示された改善措置を講じなければならない。</p>	<p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p>
<p>（証明書の携帯）</p>	
<p>第24条 第21条の危険操縦防止応急措置を指示し、又は前条の立入調査を行う知事の指定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に対して提示しなければならない。</p>	<p>所属名</p> <p>職 名</p>
<p>第35条 第8条の規定に違反して負傷者の救護の措置を講じなかった者は、30万円以下の罰金に処する。</p>	<p>氏 名</p>
<p>第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p>	
<p>（1）第18条の規定による水域利用調整区域に係る制限又は禁止行為のうち、人の遊泳する区域に係る制限又は禁止行為に違反した者</p>	<p>上記の者は、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例第21条の規定</p>
<p>（2）第22条の規定により指示された改善措置を講じなかった者</p>	<p>による危険操縦防止応急措置の指示又は同条例第23条の規定による立入調査等を行う知事の指定する職員であることを証明します。</p>
<p>第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。</p>	
<p>（1）第18条の規定による水域利用調整区域に係る制限又は禁止行為のうち、人の遊泳する区域以外の区域に係る制限又は禁止行為に違反した者</p>	<p>年 月 日発行</p>
<p>（2）第21条第1項の規定による指示のうち、第6条の救命胴衣の着用に係る指示に従わなかった者</p>	
<p>第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第35条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。</p>	<p>北海道知事 </p>

<p>北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（抄） （操縦者に対する危険操縦防止応急措置）</p> <p>第21条 知事の指定する職員は、第2章第1節に定める責務に違反する事実があると認める場合において、水難事故等を防止するため緊急の必要があると認めるときは、即時に、操縦者に対して当該違反事実の是正を指示することができる。（中略）</p> <p>【第2章第1節に定める責務の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・有資格者の自己操縦（第3条）・非正常状態での操縦禁止（第4条）・危険操縦の禁止（第5条）・救命胴衣の着用（第6条）・その他の水難事故等防止措置（第7条）・水難事故等発生時の対応（第8条） <p>2 知事の指定する職員は、第18条の規定に違反する事実があると認める場合において、水難事故等を防止するため緊急の必要があると認めるときは、即時に、当該プレジャーボート等の航行の停止を指示することができる。</p> <p>（水域利用調整区域）</p> <p>第18条 知事は、水難事故等を防止するために必要があると認めるときは、水域利用調整区域を指定し、プレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動を制限し、又は禁止することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>（報告・立入調査等）</p> <p>第23条 知事は、前条の改善措置その他この条例の目的を達成するために必要な限度において、操縦者、所有者等、提供事業者その他関係者に書類を提出させ、若しくは報告させ、又はその指定する職員に、プレジャーボート等、利用者台帳の備置場所若しくは事業所に立ち入り、書類その他の物件を調査し、操縦者、所有者等、提供事業者その他関係者に質問させることができる。</p> <p>2 操縦者、所有者等、提供事業者その他関係者は、正当な理由なく、前項に定める書類の提出若しくは報告又は立入調査等を拒んではならない。</p> <p>3 略</p>	<p>（水難事故等の防止措置等）</p> <p>第15条 提供事業者は、水難事故等の防止のため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) プレジャーボート等の提供を受ける者（以下「利用者」という。）の氏名及び住所、提供するプレジャーボート等の名称、期間、航行予定水域、水難事故等発生時の連絡先その他水難事故等防止のために必要な事項を記載した書類（以下「利用者台帳」という。）を管理事務所に備え置くこと。(2) 提供するプレジャーボート等について、救命胴衣等を備え付けるとともに、緊急時の通報手段その他規則で定める設備（以下「水難事故等防止設備」という。）の確保に努めること。(3) プレジャーボート等の提供に当たり、水難事故等防止設備の備付け状況その他水難事故等防止上必要な事項の点検を行うこと。(4) プレジャーボート等の提供に当たり、提供期間が長期にわたる場合等を除き、事前に航行予定水域に係る海象及び気象並びに海水浴場及び漁業施設的位置その他安全航行に必要な情報の収集に努め、利用者に提供すること。(5) 提供するプレジャーボート等に操縦者が乗船することを確認し、乗船すべき操縦者を確認できないときは、プレジャーボート等を提供してはならないこと。(6) プレジャーボート等の提供後直ちに航行が予定される場合であって、強風、高波、霧その他海象及び気象の状況からプレジャーボート等の航行に危険があると認められるときは、プレジャーボート等を提供してはならないこと。操縦者として乗船する者が飲酒又は薬物の影響その他の理由により正常な操縦ができないおそれがあると認められる場合も、同様とする。(7) 操縦者の責務及び利用者が水難事故等防止上遵守すべき事項について、利用者に対して提示又はプレジャーボート等内に掲示することにより周知すること。 <p>2 略</p>
---	--

備考 この用紙は、縦6cm、横18cmとして厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。